

米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針（7年9月）（案）	米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針（7年7月）	米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針（6年7月）
第1 米穀の需給及び価格の安定に関する基本方針 米穀の需給及び価格の安定を図るため、米穀の需給の適確な見通しを策定し、これに基づき、整合性をもって、米穀の需給の均衡を図るための生産調整の円滑な推進及び米穀の供給が不足する事態に備えた備蓄の機動的な運営を行います。 このうち、政府が行う備蓄については、米穀の生産量の減少によりその供給が不足する事態に備え、毎年6月末時点での在庫量100万トン程度を現行の適正水準として保有してきましたが、今後行う検証等を踏まえて検討の上、決定します。 第2 米穀の需給の見通しに関する事項 1 令和6/7年の需要実績 （1）需要実績の対象期間及び対象米穀 米穀の需要実績については、前年7月から当年6月までの1年間について算出することとしています。 また、需要実績の算定の対象となる米穀は、国内で生産された水稻うるち米及び水稻もち米から、需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領（平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知）第4及び第5で定める加工用米その他主食用に充当されない米穀を除いた米穀（以下「主食用米等」という。）としています。 （2）算出方法 需要実績は、令和6年産主食用米等生産量、令和6/7年（令和6年7月から令和7年6月までの1年間）の政府備蓄米供給量、令和6年6月末民間在庫量及び令和7年6月末民間在庫量を基に算出します。	第1 米穀の需給及び価格の安定に関する基本方針 米穀の需給及び価格の安定を図るため、米穀の需給の適確な見通しを策定し、これに基づき、整合性をもって、米穀の需給の均衡を図るための生産調整の円滑な推進及び米穀の供給が不足する事態に備えた備蓄の機動的な運営を行います。 このうち、政府が行う備蓄については、米穀の生産量の減少によりその供給が不足する事態に備え、毎年6月末時点での在庫量100万トン程度を現行の適正水準として保有してきましたが、今後行う検証等を踏まえて検討の上、決定します。 第2 米穀の需給の見通しに関する事項 1 令和6/7年の需要実績 （1）需要実績の対象期間及び対象米穀 米穀の需要実績については、前年7月から当年6月までの1年間について算出することとしています。 また、需要実績の算定の対象となる米穀は、国内で生産された水稻うるち米及び水稻もち米から、需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領（平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知）第4及び第5で定める加工用米その他主食用に充当されない米穀を除いた米穀（以下「主食用米等」という。）としています。 （2）算出方法 需要実績の算出方法については、今後行う検証等を踏まえて検討の上、決定します。	第1 米穀の需給及び価格の安定に関する基本方針 米穀の需給及び価格の安定を図るため、米穀の需給の適確な見通しを策定し、これに基づき、整合性をもって、米穀の需給の均衡を図るための生産調整の円滑な推進及び米穀の供給が不足する事態に備えた備蓄の機動的な運営を行います。 このうち、米穀の生産調整の円滑な推進については、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）の枠組みの下で、平成30年産以降は、行政による都道府県別の生産数量目標等の配分は行わないこととし、国が策定する米穀の需給の見通し等の情報を踏まえつつ、生産者や集荷業者・団体が中心となって円滑に需要に応じた生産に取り組むとともに、水田の有効活用により自給率向上を図るため、主食用米の需要拡大、米粉用米や飼料用米等の生産・利用の拡大に取り組みます。 また、国が行う備蓄については、米穀の生産量の減少によりその供給が不足する事態に備え、毎年6月末時点での在庫量100万トン程度を現行の適正水準として保有します。 第2 米穀の需給の見通しに関する事項 1 令和5/6年の需要実績 （1）需要実績の対象期間及び対象米穀 米穀の需要実績については、前年7月から当年6月までの1年間について算出することとしています。 また、需要実績の算定の対象となる米穀は、国内で生産された水稻うるち米及び水稻もち米から、需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領（平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知）第4及び第5で定める加工用米その他主食用に充当されない米穀を除いた米穀（以下「主食用米等」という。）としています。 （2）算出方法 需要実績は、令和5年産主食用米等生産量、令和5年6月末民間在庫量及び令和6年6月末民間在庫量を基に算出します。

※赤字は6年7月基本指針からの変更部分

米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針（7年9月）（案）				米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針（7年7月）				米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針（6年7月）																										
表1 令和6/7年の需要実績の算出方法 需要実績 = ① + ② + ③ - ④ ① 令和6年産主食用米等生産量 ② 令和6/7年政府備蓄米供給量 ③ 令和6年6月末民間在庫量 ④ 令和7年6月末民間在庫量								表1 令和5/6年の需要実績の算出方法 需要実績 = ① + ② - ③ ① 令和5年産主食用米等生産量 ② 令和5年6月末民間在庫量 ③ 令和6年6月末民間在庫量																										
（3）需要実績（速報値） 前記方法により算出した令和6/7年の需要実績（速報値）は、表2のとおり、精米ベースで633万精米トン、玄米ベースで711万玄米トンとなります。 なお、令和6/7年の需要実績については、令和7年11月30日までに見直す米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針（以下「基本指針」という。）における確定値報告に向け、精査を行うこととします。				（3）需要実績（速報値） （2）により算出した令和6/7年（令和6年7月から令和7年6月までの1年間）の需要実績（速報値）は、（2）の算出方法が決定次第記載します。				（3）全国の需要実績（速報値） 前記方法により算出した令和5/6年（令和5年7月から令和6年6月までの1年間）の需要実績（速報値）は、図1のとおり702万トンとなります。 なお、令和5/6年の需要実績については、令和6年11月30日までに見直す米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針（以下「基本指針」という。）における確定値報告に向け、精査を行うこととします。																										
表2 令和6/7年の需要実績（速報値） <table><tr><th colspan="2"></th><th>精米ベース (万トン(精米))</th><th>玄米ベース (万トン(玄米))</th></tr><tr><td rowspan="6">令和6/7年</td><td>令和6年6月末民間在庫量</td><td>A</td><td>135</td></tr><tr><td>令和6年産主食用米等生産量</td><td>B</td><td>606</td></tr><tr><td>令和6/7年政府備蓄米供給量</td><td>C</td><td>32</td></tr><tr><td>令和6/7年主食用米等供給量計</td><td>D=A+B+C</td><td>773</td></tr><tr><td>令和6/7年主食用米等需要量</td><td>E</td><td>633</td></tr><tr><td>令和7年6月末民間在庫量</td><td>F=D-E</td><td>140</td></tr></table> 注1：令和6年産主食用米等生産量は、令和6年産水稻の収穫量（主食用）（「作物統計」農林水産省大臣官房統計部）である。 注2：6月末民間在庫量は、玄米の取扱数量が年間500トン以上の届出事業者の在庫量に水稻を作付けした生産者の在庫量推計値を加えたものである。なお、令和7年6月末民間在庫量には、売り渡した政府備蓄米の在庫量（12万玄米トン）を含む。 注3：令和6/7年政府備蓄米供給量は、令和7年6月までに供給された政府備蓄米の数量（買戻し条件付売渡しによる政府備蓄米31万玄米トン、随意契約による政府備蓄米5万玄米トン）である。 注4：精米ベースの令和6年6月末民間在庫量、令和6年産主食用米等生産量、政府備蓄米供給量及び令和7年6月末民間在庫量は、玄米ベースの値に「精米歩留りの状況調査」による当該年産の精米歩留りを乗じた値である。 注5：ラウンドの関係で計と内訳が一致しない場合がある。						精米ベース (万トン(精米))	玄米ベース (万トン(玄米))	令和6/7年	令和6年6月末民間在庫量	A	135	令和6年産主食用米等生産量	B	606	令和6/7年政府備蓄米供給量	C	32	令和6/7年主食用米等供給量計	D=A+B+C	773	令和6/7年主食用米等需要量	E	633	令和7年6月末民間在庫量	F=D-E	140					図1 令和5/6年の需要実績（速報値） 生産量 〔令和5年産主食用米等生産量〕 661万トン ① (注1) 期末在庫量 〔令和5年6月末民間在庫量〕 197万トン ② (注2) 需要実績 702万トン 期末在庫量 〔令和6年6月末民間在庫量〕 156万トン ③ (注2) 需要実績の算出方法 ① 661万トン (令和5年産主食用米等生産量) + ② 197万トン (令和5年6月末民間在庫量) - ③ 156万トン (令和6年6月末民間在庫量) 702万トン 注1：主食用米等生産量は、令和5年産水稻の収穫量（主食用）（「作物統計」農林水産省大臣官房統計部）である。 注2：6月末在庫量は、玄米の取扱数量が年間500トン以上の届出事業者の在庫量に水稻を作付けした生産者の在庫量推計値を加えたものである。 注3：ラウンドの関係で計と内訳が一致しない場合がある。			
		精米ベース (万トン(精米))	玄米ベース (万トン(玄米))																															
令和6/7年	令和6年6月末民間在庫量	A	135																															
	令和6年産主食用米等生産量	B	606																															
	令和6/7年政府備蓄米供給量	C	32																															
	令和6/7年主食用米等供給量計	D=A+B+C	773																															
	令和6/7年主食用米等需要量	E	633																															
	令和7年6月末民間在庫量	F=D-E	140																															
2 令和7/8年の需要見通し（推計値） 需要量については、平成30年11月以降、1人当たり消費量の減少、人口減少等による需要のマイナス・トレンドの継続を前提として、平成8/9年以降のトレンドから推計した1人当たり消費量に、人口（推計値）を乗じる手法により算出してきたところです。 令和7/8年の需要量については、近年の需要量が必ずしも減少				2 令和7/8年の需要見通し（推計値） 需要見通しの算出方法については、今後行う検証等を踏まえて検討の上、決定します。				2 全国の令和6/7年の需要見通し（推計値） 全国の需要見通しについては、我が国の人口が減少局面に入ったことを踏まえ、平成30年11月の基本指針において採用した、1人当たり消費量（推計値）に人口（推計値）を乗じる手法により、算出することとします。																										

※赤字は6年7月基本指針からの変更部分

米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針（7年9月）（案）						米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針（7年7月）				米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針（6年7月）																																																																																																																																																																																																																																																													
していないことを踏まえ、直近の 1 人当たり消費量の実績、人口（推計値）、インバウンド需要量の動向及び精米歩留りの変動を考慮して、幅を持って設定することとします。 具体的には、 ① 令和2/3年から令和6/7年までの需要実績（精米ベース）から、それぞれ当該年のインバウンド需要量を除いた上で、それぞれ当該年の人口で除し、各年の1人当たり消費量（精米）（推計値）を算出 ② ①の1人当たり消費量（精米）（推計値）について、直近5年平均値及び直近5年最大値を算出 ③ ②で算出した各値に、令和7年の人口（推計値）を乗じ、令和7/8年のインバウンド需要量（推計値）を加えて需要見通し（精米ベース）を算出 します。 需要見通し（玄米ベース）は、精米歩留りの変動を考慮し、需要見通し（精米ベース）を、想定される精米歩留りの直近5年平均値及び直近5年最小値で除して算出します。 結果は、図1及び表3のとおりとなります。										具体的には、 ① 平成8/9年から令和5/6年までの需要実績をそれぞれ当該年の人口で除し、各年の1人当たり消費量を算出 ② ①で算出した値を用いたトレンド（回帰式）で、令和6/7年（令和6年7月から令和7年6月まで）の1人当たり消費量（推計値）を算出 ③ ②で算出した値に令和6年の人口（推計値）を乗じて算出することとします。結果は図2及び表2のとおりとなります。																																																																																																																																																																																																																																																													
図1 令和7/8年の需要見通しの算出方法 ① 令和2/3年から令和6/7年までの各年の1人当たり消費量（精米）（推計値）を算出 <table><tr><th rowspan="2"></th><th colspan="2">需要実績 (万トﾝ)</th><th rowspan="2">インバウンド 需要量 (万精米トﾝ) ②</th><th rowspan="2">人口 (千人) ③</th><th rowspan="2">1人当たり 消費量 (精米kg/人) (①-②)÷③</th></tr><tr><th>玄米</th><th>精米 ①</th></tr><tr><td>2/3年</td><td>704.0</td><td>631.3</td><td>0.0</td><td>126,146</td><td>50.0</td></tr><tr><td>3/4年</td><td>701.5</td><td>632.8</td><td>0.1</td><td>125,502</td><td>50.4</td></tr><tr><td>4/5年</td><td>691.1</td><td>622.3</td><td>1.9</td><td>124,947</td><td>49.7</td></tr><tr><td>5/6年</td><td>704.9</td><td>626.2</td><td>5.1</td><td>124,352</td><td>49.9</td></tr><tr><td>6/7年</td><td>710.6</td><td>633.1</td><td>5.7</td><td>123,802</td><td>50.7</td></tr><tr><td>5年平均</td><td>702.4</td><td>629.1</td><td>2.6</td><td>124,950</td><td>50.1</td></tr></table> 注1: 需要実績の玄米は、各年の基本指針において示した値であり、精米は、玄米の値に「精米歩留りの状況調査」による精米歩留り(例えば、6/7年の場合は、需要実績(玄米)のうち、令和6年7月から令和6年8月までの2か月分は令和5年産の精米歩留り、令和6年9月から令和7年6月までの10か月分は令和6年産の精米歩留り)を乗じた値である。 注2: インバウンド需要量は、日本政府観光局「訪日外客統計」及び観光庁「インバウンド消費動向調査(旧訪日外国人消費動向調査)」を基に算出した推計値である。 注3: 人口は、総務省「人口推計」の各年10月1日現在の値である。							需要実績 (万トﾝ)		インバウンド 需要量 (万精米トﾝ) ②	人口 (千人) ③	1人当たり 消費量 (精米kg/人) (①-②)÷③	玄米	精米 ①	2/3年	704.0	631.3	0.0	126,146	50.0	3/4年	701.5	632.8	0.1	125,502	50.4	4/5年	691.1	622.3	1.9	124,947	49.7	5/6年	704.9	626.2	5.1	124,352	49.9	6/7年	710.6	633.1	5.7	123,802	50.7	5年平均	702.4	629.1	2.6	124,950	50.1					図2 令和6/7年の需要見通しの算出方法 ① 平成8/9年から令和5/6年までの1人当たり消費量を算出 <table><tr><th>年</th><th>需要実績 ①</th><th>人口 ②</th><th>1人当たり 消費量 ①/②</th></tr><tr><td>8/9</td><td>943.8</td><td>125,859</td><td>75.0</td></tr><tr><td>9/10</td><td>912.9</td><td>126,157</td><td>72.4</td></tr><tr><td>10/11</td><td>907.3</td><td>126,472</td><td>71.7</td></tr><tr><td>11/12</td><td>885.9</td><td>126,667</td><td>69.9</td></tr><tr><td>12/13</td><td>911.5</td><td>126,926</td><td>71.8</td></tr><tr><td>13/14</td><td>872.1</td><td>127,316</td><td>68.5</td></tr><tr><td>14/15</td><td>894.7</td><td>127,486</td><td>70.2</td></tr><tr><td>15/16</td><td>861.6</td><td>127,694</td><td>67.5</td></tr><tr><td>16/17</td><td>865.4</td><td>127,787</td><td>67.7</td></tr><tr><td>17/18</td><td>851.7</td><td>127,768</td><td>66.7</td></tr><tr><td>18/19</td><td>837.5</td><td>127,901</td><td>65.5</td></tr><tr><td>19/20</td><td>854.5</td><td>128,033</td><td>66.7</td></tr><tr><td>20/21</td><td>823.6</td><td>128,084</td><td>64.3</td></tr><tr><td>21/22</td><td>814.1</td><td>128,032</td><td>63.6</td></tr><tr><td>22/23</td><td>820.0</td><td>128,057</td><td>64.0</td></tr><tr><td>23/24</td><td>813.3</td><td>127,834</td><td>63.6</td></tr><tr><td>24/25</td><td>781.1</td><td>127,593</td><td>61.2</td></tr><tr><td>25/26</td><td>786.6</td><td>127,414</td><td>61.7</td></tr><tr><td>26/27</td><td>782.5</td><td>127,237</td><td>61.5</td></tr><tr><td>27/28</td><td>766.2</td><td>127,095</td><td>60.3</td></tr><tr><td>28/29</td><td>754.0</td><td>127,042</td><td>59.4</td></tr><tr><td>29/30</td><td>739.6</td><td>126,919</td><td>58.3</td></tr><tr><td>30/元</td><td>734.6</td><td>126,749</td><td>58.0</td></tr><tr><td>元/2</td><td>714.4</td><td>126,555</td><td>56.4</td></tr><tr><td>2/3</td><td>704.0</td><td>126,146</td><td>55.8</td></tr><tr><td>3/4</td><td>701.5</td><td>125,502</td><td>55.9</td></tr><tr><td>4/5</td><td>691.1</td><td>124,947</td><td>55.3</td></tr><tr><td>5/6</td><td>701.9</td><td>124,352</td><td>56.4</td></tr></table> 注: 人口は、総務省「人口推計」の各年10月1日現在の値である。 ② 令和6/7年の1人当たり消費量（推計値）を算出 <table><tr><th>年</th><th>x</th><th>1人当たり 消費量(y)</th></tr><tr><td>8/9</td><td>1</td><td>75.0</td></tr><tr><td>9/10</td><td>2</td><td>72.4</td></tr><tr><td>10/11</td><td>3</td><td>71.7</td></tr><tr><td>11/12</td><td>4</td><td>69.9</td></tr><tr><td>12/13</td><td>5</td><td>71.8</td></tr><tr><td>13/14</td><td>6</td><td>68.5</td></tr><tr><td>14/15</td><td>7</td><td>70.2</td></tr><tr><td>15/16</td><td>8</td><td>67.5</td></tr><tr><td>16/17</td><td>9</td><td>67.7</td></tr><tr><td>17/18</td><td>10</td><td>66.7</td></tr><tr><td>18/19</td><td>11</td><td>65.5</td></tr><tr><td>19/20</td><td>12</td><td>66.7</td></tr><tr><td>20/21</td><td>13</td><td>64.3</td></tr><tr><td>21/22</td><td>14</td><td>63.6</td></tr><tr><td>22/23</td><td>15</td><td>64.0</td></tr><tr><td>23/24</td><td>16</td><td>63.6</td></tr><tr><td>24/25</td><td>17</td><td>61.2</td></tr><tr><td>25/26</td><td>18</td><td>61.7</td></tr><tr><td>26/27</td><td>19</td><td>61.5</td></tr><tr><td>27/28</td><td>20</td><td>60.3</td></tr><tr><td>28/29</td><td>21</td><td>59.4</td></tr><tr><td>29/30</td><td>22</td><td>58.3</td></tr><tr><td>30/元</td><td>23</td><td>58.0</td></tr><tr><td>元/2</td><td>24</td><td>56.4</td></tr><tr><td>2/3</td><td>25</td><td>55.8</td></tr><tr><td>3/4</td><td>26</td><td>55.9</td></tr><tr><td>4/5</td><td>27</td><td>55.3</td></tr><tr><td>5/6</td><td>28</td><td>56.4</td></tr><tr><td>6/7</td><td>29</td><td>54.4</td></tr></table>				年	需要実績 ①	人口 ②	1人当たり 消費量 ①/②	8/9	943.8	125,859	75.0	9/10	912.9	126,157	72.4	10/11	907.3	126,472	71.7	11/12	885.9	126,667	69.9	12/13	911.5	126,926	71.8	13/14	872.1	127,316	68.5	14/15	894.7	127,486	70.2	15/16	861.6	127,694	67.5	16/17	865.4	127,787	67.7	17/18	851.7	127,768	66.7	18/19	837.5	127,901	65.5	19/20	854.5	128,033	66.7	20/21	823.6	128,084	64.3	21/22	814.1	128,032	63.6	22/23	820.0	128,057	64.0	23/24	813.3	127,834	63.6	24/25	781.1	127,593	61.2	25/26	786.6	127,414	61.7	26/27	782.5	127,237	61.5	27/28	766.2	127,095	60.3	28/29	754.0	127,042	59.4	29/30	739.6	126,919	58.3	30/元	734.6	126,749	58.0	元/2	714.4	126,555	56.4	2/3	704.0	126,146	55.8	3/4	701.5	125,502	55.9	4/5	691.1	124,947	55.3	5/6	701.9	124,352	56.4	年	x	1人当たり 消費量(y)	8/9	1	75.0	9/10	2	72.4	10/11	3	71.7	11/12	4	69.9	12/13	5	71.8	13/14	6	68.5	14/15	7	70.2	15/16	8	67.5	16/17	9	67.7	17/18	10	66.7	18/19	11	65.5	19/20	12	66.7	20/21	13	64.3	21/22	14	63.6	22/23	15	64.0	23/24	16	63.6	24/25	17	61.2	25/26	18	61.7	26/27	19	61.5	27/28	20	60.3	28/29	21	59.4	29/30	22	58.3	30/元	23	58.0	元/2	24	56.4	2/3	25	55.8	3/4	26	55.9	4/5	27	55.3	5/6	28	56.4	6/7	29	54.4
	需要実績 (万トﾝ)		インバウンド 需要量 (万精米トﾝ) ②	人口 (千人) ③	1人当たり 消費量 (精米kg/人) (①-②)÷③																																																																																																																																																																																																																																																																		
	玄米	精米 ①																																																																																																																																																																																																																																																																					
2/3年	704.0	631.3	0.0	126,146	50.0																																																																																																																																																																																																																																																																		
3/4年	701.5	632.8	0.1	125,502	50.4																																																																																																																																																																																																																																																																		
4/5年	691.1	622.3	1.9	124,947	49.7																																																																																																																																																																																																																																																																		
5/6年	704.9	626.2	5.1	124,352	49.9																																																																																																																																																																																																																																																																		
6/7年	710.6	633.1	5.7	123,802	50.7																																																																																																																																																																																																																																																																		
5年平均	702.4	629.1	2.6	124,950	50.1																																																																																																																																																																																																																																																																		
年	需要実績 ①	人口 ②	1人当たり 消費量 ①/②																																																																																																																																																																																																																																																																				
8/9	943.8	125,859	75.0																																																																																																																																																																																																																																																																				
9/10	912.9	126,157	72.4																																																																																																																																																																																																																																																																				
10/11	907.3	126,472	71.7																																																																																																																																																																																																																																																																				
11/12	885.9	126,667	69.9																																																																																																																																																																																																																																																																				
12/13	911.5	126,926	71.8																																																																																																																																																																																																																																																																				
13/14	872.1	127,316	68.5																																																																																																																																																																																																																																																																				
14/15	894.7	127,486	70.2																																																																																																																																																																																																																																																																				
15/16	861.6	127,694	67.5																																																																																																																																																																																																																																																																				
16/17	865.4	127,787	67.7																																																																																																																																																																																																																																																																				
17/18	851.7	127,768	66.7																																																																																																																																																																																																																																																																				
18/19	837.5	127,901	65.5																																																																																																																																																																																																																																																																				
19/20	854.5	128,033	66.7																																																																																																																																																																																																																																																																				
20/21	823.6	128,084	64.3																																																																																																																																																																																																																																																																				
21/22	814.1	128,032	63.6																																																																																																																																																																																																																																																																				
22/23	820.0	128,057	64.0																																																																																																																																																																																																																																																																				
23/24	813.3	127,834	63.6																																																																																																																																																																																																																																																																				
24/25	781.1	127,593	61.2																																																																																																																																																																																																																																																																				
25/26	786.6	127,414	61.7																																																																																																																																																																																																																																																																				
26/27	782.5	127,237	61.5																																																																																																																																																																																																																																																																				
27/28	766.2	127,095	60.3																																																																																																																																																																																																																																																																				
28/29	754.0	127,042	59.4																																																																																																																																																																																																																																																																				
29/30	739.6	126,919	58.3																																																																																																																																																																																																																																																																				
30/元	734.6	126,749	58.0																																																																																																																																																																																																																																																																				
元/2	714.4	126,555	56.4																																																																																																																																																																																																																																																																				
2/3	704.0	126,146	55.8																																																																																																																																																																																																																																																																				
3/4	701.5	125,502	55.9																																																																																																																																																																																																																																																																				
4/5	691.1	124,947	55.3																																																																																																																																																																																																																																																																				
5/6	701.9	124,352	56.4																																																																																																																																																																																																																																																																				
年	x	1人当たり 消費量(y)																																																																																																																																																																																																																																																																					
8/9	1	75.0																																																																																																																																																																																																																																																																					
9/10	2	72.4																																																																																																																																																																																																																																																																					
10/11	3	71.7																																																																																																																																																																																																																																																																					
11/12	4	69.9																																																																																																																																																																																																																																																																					
12/13	5	71.8																																																																																																																																																																																																																																																																					
13/14	6	68.5																																																																																																																																																																																																																																																																					
14/15	7	70.2																																																																																																																																																																																																																																																																					
15/16	8	67.5																																																																																																																																																																																																																																																																					
16/17	9	67.7																																																																																																																																																																																																																																																																					
17/18	10	66.7																																																																																																																																																																																																																																																																					
18/19	11	65.5																																																																																																																																																																																																																																																																					
19/20	12	66.7																																																																																																																																																																																																																																																																					
20/21	13	64.3																																																																																																																																																																																																																																																																					
21/22	14	63.6																																																																																																																																																																																																																																																																					
22/23	15	64.0																																																																																																																																																																																																																																																																					
23/24	16	63.6																																																																																																																																																																																																																																																																					
24/25	17	61.2																																																																																																																																																																																																																																																																					
25/26	18	61.7																																																																																																																																																																																																																																																																					
26/27	19	61.5																																																																																																																																																																																																																																																																					
27/28	20	60.3																																																																																																																																																																																																																																																																					
28/29	21	59.4																																																																																																																																																																																																																																																																					
29/30	22	58.3																																																																																																																																																																																																																																																																					
30/元	23	58.0																																																																																																																																																																																																																																																																					
元/2	24	56.4																																																																																																																																																																																																																																																																					
2/3	25	55.8																																																																																																																																																																																																																																																																					
3/4	26	55.9																																																																																																																																																																																																																																																																					
4/5	27	55.3																																																																																																																																																																																																																																																																					
5/6	28	56.4																																																																																																																																																																																																																																																																					
6/7	29	54.4																																																																																																																																																																																																																																																																					

※赤字は 6 年 7 月 基本指針からの変更部分

米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針（7 年 9 月）（案）	米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針（7 年 7 月）	米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針（6 年 7 月）																																																																	
② 令和7/8年の1人当たり消費量（精米）（推計値）に令和7年の人口（推計値）を乗じたものに令和7/8年のインバウンド需要量（推計値）を加えて需要見通し（精米）を算出 <table><tr><th></th><th colspan="2">令和7/8年</th></tr><tr><th></th><th>下限値</th><th>上限値</th></tr><tr><td>令和7/8年1人当たり消費量①</td><td>50.1精米kg/人</td><td>50.7精米kg/人</td></tr><tr><td>令和7年人口（推計値）②</td><td>123,220千人</td><td>123,220千人</td></tr><tr><td>令和7/8年消費量③＝①×②</td><td>617.9万精米トン</td><td>624.5万精米トン</td></tr><tr><td>令和7/8年インバウンド需要量（推計値）④</td><td>6.1万精米トン</td><td>6.1万精米トン</td></tr><tr><td>令和7/8年需要見通し（精米）⑤＝③＋④</td><td>624.0万精米トン</td><td>630.6万精米トン</td></tr></table> 注1: 令和7/8年1人当たり消費量の下限値には、①で算出した1人当たり消費量（精米）（推計値）の直近5年平均値、上限値には、①で算出した1人当たり消費量（精米）（推計値）の直近5年最大値の値。 注2: 令和7年人口（推計値）は、「人口推計（総務省、令和7年3月公表）」の総人口（令和6年 10月1日現在）に、「日本の将来推計人口（国立社会保障・人口問題研究所、令和5年4月公表）」の令和6年 10月1日から令和7年 10月1日までの総人口（出生中位・死亡中位推計）の減少率を乗じて算出した値。 注3: 令和7/8年インバウンド需要量（推計値）は、訪日外国人数を政府目標（2030 年に 6,000 万人）に向かって増加すると仮定した場合の当該期間の訪日人数に、令和6/7年の1人当たりの平均泊数、米食回数を1泊当たり2回及び1食あたり 78g（FAO供給熱量データに基づき推定）を乗じて算出した値。 ③ 精米歩留りの変動を考慮し、需要見通し（玄米ベース）を算出 <table><tr><th colspan="2">精米歩留り</th></tr><tr><td>2年産</td><td>89.7%</td></tr><tr><td>3年産</td><td>90.3%</td></tr><tr><td>4年産</td><td>90.0%</td></tr><tr><td>5年産</td><td>88.6%</td></tr><tr><td>6年産</td><td>89.2%</td></tr><tr><td>5年平均</td><td>89.6%</td></tr></table> 注: 精米歩留りは、「精米歩留りの状況調査（令和7年6月末時点）」の値である。 <table><tr><th></th><th colspan="2">令和7/8年</th></tr><tr><th></th><th>下限値</th><th>上限値</th></tr><tr><td>令和7/8年需要見通し（精米）①</td><td>624.0万精米トン</td><td>630.6万精米トン</td></tr><tr><td>令和6年産精米歩留り（令和7年7月～令和7年8月）②</td><td>89.2%</td><td>89.2%</td></tr><tr><td>令和7年産精米歩留り（見込み）（令和7年9月～令和8年6月）②^{注1}</td><td>89.6%</td><td>88.6%</td></tr><tr><td>令和7/8年需要見通し（玄米）③＝①÷②^{注2}</td><td>697.2万玄米トン</td><td>710.9万玄米トン</td></tr></table> 注1: 令和7年産精米歩留り（見込み）の下限値には、直近5年平均の値、上限値には、直近5年最小値の値を用いる。 注2: 令和7/8年需要見通し（玄米）は、令和7/8年需要見通し（精米）のうち、令和7年7月から令和7年8月までの2か月分は令和6年産精米歩留りで算出し、令和7年9月から令和8年6月までの 10 か月分は令和7年産精米歩留り（見込み）で算出した合計値である。		令和7/8年			下限値	上限値	令和7/8年1人当たり消費量①	50.1精米kg/人	50.7精米kg/人	令和7年人口（推計値）②	123,220千人	123,220千人	令和7/8年消費量③＝①×②	617.9万精米トン	624.5万精米トン	令和7/8年インバウンド需要量（推計値）④	6.1万精米トン	6.1万精米トン	令和7/8年需要見通し（精米）⑤＝③＋④	624.0万精米トン	630.6万精米トン	精米歩留り		2年産	89.7%	3年産	90.3%	4年産	90.0%	5年産	88.6%	6年産	89.2%	5年平均	89.6%		令和7/8年			下限値	上限値	令和7/8年需要見通し（精米）①	624.0万精米トン	630.6万精米トン	令和6年産精米歩留り（令和7年7月～令和7年8月）②	89.2%	89.2%	令和7年産精米歩留り（見込み）（令和7年9月～令和8年6月）② ^{注1}	89.6%	88.6%	令和7/8年需要見通し（玄米）③＝①÷② ^{注2}	697.2万玄米トン	710.9万玄米トン		③ 令和6/7年の1人当たり消費量（推計値）に令和6年の人口（推計値）を乗じて需要見通しを算出 <table><tr><th></th><th>6/7年</th></tr><tr><td>1人当たり消費量（推計値）①</td><td>54.4kg</td></tr></table> <table><tr><th></th><th>6年</th></tr><tr><td>人口（推計値）②</td><td>123,788千人</td></tr></table> <table><tr><th></th><th>6/7年</th></tr><tr><td>需要見通し①×②</td><td>673.4万トン</td></tr></table> 注1: 人口（推計値）は、「人口推計（総務省、令和6年3月公表）」の総人口（令和5年 10月1日現在）に、「日本の将来推計人口（国立社会保障・人口問題研究所、令和5年4月公表）」の令和5年 10月1日から令和6年 10月1日までの総人口（出生中位・死亡中位推計）の減少率を乗じて算出した値。 注2: 図中の需要見通しは、1人当たり消費量（推計値）の実数に、人口（推計値）の実数を乗じて算出した値のため、図中の1人当たり消費量（推計値）（小数点第2位を四捨五入）に人口（推計値）（小数点第1位を四捨五入）を乗じて算出した値とは一致しない。		6/7年	1人当たり消費量（推計値）①	54.4kg		6年	人口（推計値）②	123,788千人		6/7年	需要見通し①×②	673.4万トン
	令和7/8年																																																																		
	下限値	上限値																																																																	
令和7/8年1人当たり消費量①	50.1精米kg/人	50.7精米kg/人																																																																	
令和7年人口（推計値）②	123,220千人	123,220千人																																																																	
令和7/8年消費量③＝①×②	617.9万精米トン	624.5万精米トン																																																																	
令和7/8年インバウンド需要量（推計値）④	6.1万精米トン	6.1万精米トン																																																																	
令和7/8年需要見通し（精米）⑤＝③＋④	624.0万精米トン	630.6万精米トン																																																																	
精米歩留り																																																																			
2年産	89.7%																																																																		
3年産	90.3%																																																																		
4年産	90.0%																																																																		
5年産	88.6%																																																																		
6年産	89.2%																																																																		
5年平均	89.6%																																																																		
	令和7/8年																																																																		
	下限値	上限値																																																																	
令和7/8年需要見通し（精米）①	624.0万精米トン	630.6万精米トン																																																																	
令和6年産精米歩留り（令和7年7月～令和7年8月）②	89.2%	89.2%																																																																	
令和7年産精米歩留り（見込み）（令和7年9月～令和8年6月）② ^{注1}	89.6%	88.6%																																																																	
令和7/8年需要見通し（玄米）③＝①÷② ^{注2}	697.2万玄米トン	710.9万玄米トン																																																																	
	6/7年																																																																		
1人当たり消費量（推計値）①	54.4kg																																																																		
	6年																																																																		
人口（推計値）②	123,788千人																																																																		
	6/7年																																																																		
需要見通し①×②	673.4万トン																																																																		

米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針（7年9月）（案）	米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針（7年7月）	米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針（6年7月）												
表3 令和7/8年の需要見通し（推計値） <table><tr><td rowspan="2">令和7/8年</td><td>精米ベース</td><td>624万精米トン～631万精米トン</td></tr><tr><td>玄米ベース</td><td>697万玄米トン～711万玄米トン</td></tr></table> 3 令和7年産主食用米等の生産量の見通し（推計値） 主食用米等の生産量については、6月末時点の水田における作付意向面積や直近の単収、8月15日現在の10a当たり収量の前年比見込みを考慮して、幅をもって設定することとします。 具体的には、生産量の見通し（玄米ベース）は、都道府県別に、作付意向（令和7年6月末時点）の面積に、令和6年産の10a当たり収量及び令和7年産水稻の8月15日現在における10a当たり収量の前年比見込み（最小と最大）を乗じて算出し、都道府県別の最小値と最大値をそれぞれ合計して算出します。 生産量の見通し（精米ベース）は、精米歩留りの変動を考慮し、生産量の見通し（玄米ベース）に、想定される精米歩留りの直近5年最小値及び直近5年平均値を乗じて算出します。 結果は、表4のとおりとなります。 表4 令和7年産主食用米等の生産量の見通し（推計値） <table><tr><td rowspan="2">令和7年産</td><td>精米ベース</td><td>645万精米トン～668万精米トン</td></tr><tr><td>玄米ベース</td><td>728万玄米トン～745万玄米トン</td></tr></table> 4 令和7/8年の需給見通し 令和7/8年の需給見通しは、表5のとおりです。 【精米ベース】 （1）供給量 ① 令和7年6月末の民間在庫量（速報値）は、140万精米トンです。 ② 令和7年産主食用米等の生産量は、645万精米トンから668万精米トンと見通されます。 ③ 令和7/8年の政府備蓄米供給量は、21万精米トンの見通しです。 ④ この結果、令和7/8年の主食用米等の供給量の合計の見通	令和7/8年	精米ベース	624万精米トン～631万精米トン	玄米ベース	697万玄米トン～711万玄米トン	令和7年産	精米ベース	645万精米トン～668万精米トン	玄米ベース	728万玄米トン～745万玄米トン	3 令和7/8年の需給見通し 令和7/8年の需給見通しについては、今後行う検証等を踏まえて検討の上、決定します。	表2 令和6/7年の需要見通し（推計値） <table><tr><td>令和6/7年</td><td>673万トン</td></tr></table> 3 令和6/7年の需給見通し 令和6/7年の需給見通しは、表3のとおりです。	令和6/7年	673万トン
令和7/8年		精米ベース	624万精米トン～631万精米トン											
	玄米ベース	697万玄米トン～711万玄米トン												
令和7年産	精米ベース	645万精米トン～668万精米トン												
	玄米ベース	728万玄米トン～745万玄米トン												
令和6/7年	673万トン													

※赤字は6年7月基本指針からの変更部分

基本指針 新旧対照表

米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針（7年9月）（案）	米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針（7年7月）	米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針（6年7月）
しは、807 万精米トンから 829 万精米トンとなります。 （2）需要量 令和7／8年の主食用米等の需要量の見通しは、624 万精米トンから 631 万精米トンです。 （3）令和8年6月末の民間在庫量 令和8年6月末の民間在庫量は、（1）の供給量及び（2）の需要量から算出して、176 万精米トンから 205 万精米トンと見通されます。 【玄米ベース】 （1）供給量 ① 令和7年6月末の民間在庫量（速報値）は、157 万玄米トンです。 ② 令和7年産主食用米等の生産量は、728 万玄米トンから 745 万玄米トンと見通されます。 ③ 令和7／8年の政府備蓄米供給量は、24 万玄米トンの見通しです。 ④ この結果、令和7／8年の主食用米等の供給量の合計の見通しは、908 万玄米トンから 926 万玄米トンとなります。 （2）需要量 令和7／8年の主食用米等の需要量の見通しは、697 万玄米トンから 711 万玄米トンです。 （3）令和8年6月末の民間在庫量 令和8年6月末の民間在庫量は、（1）の供給量及び（2）の需要量から算出して、198 万玄米トンから 229 万玄米トンと見通されます。		（1）供給量 ① 令和6年6月末の民間在庫量（速報値）は、156 万トンです。 ② 令和6年産主食用米等の生産量は、令和6年3月の基本指針で設定した 669 万トンです（令和6年産主食用米等の生産量は、作柄等により上下します。）。 ③ この結果、令和6／7年の主食用米等の供給量の合計の見通しは、825 万トンとなります。 （2）需要量 令和6／7年の主食用米等の需要量の見通しは、2により算出した 673 万トンです。 （3）令和7年6月末の民間在庫量 令和7年6月末の民間在庫量は、（1）の供給量及び（2）の需要量から算出して 152 万トンと見通されます。

米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針（7 年 9 月）（案）				米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針（7 年 7 月）				米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針（6 年 7 月）															
表 5 令和 7 / 8 年の主食用米等の需給見通し								表 3 令和 6 / 7 年の主食用米等の需給見通し															
				精米ベース (万トン(精米))			玄米ベース (万トン(玄米))	(単位：万トン)															
令和 7 / 8 年	令和7年6月末民間在庫量			A	140	157		令和 6 / 7 年	令和 6 年 6 月末民間在庫量			A	156										
	令和7年産主食用米等生産量			B	645～668	728～745			令和 6 年産主食用米等生産量			B	669										
	令和7/8年政府備蓄米供給量			C	21	24			令和 6 / 7 年主食用米等供給量計			C = A + B	825										
	令和7/8年主食用米等供給量計			D = A + B + C	807～829	908～926			令和 6 / 7 年主食用米等需要量			D	673										
	令和7/8年主食用米等需要量			E	624～631	697～711			令和 7 年 6 月末民間在庫量			E = C - D	152										
	令和8年6月末民間在庫量			F = D - E	176～205	198～229																	
注1:ラウンドの関係で計と内訳が一致しない場合がある。 注2: 上記の見通しは、国内で生産された主食用米等の需給見通しであり、第4の2のSBS方式や枠外の民間輸入(令和6/7年:約4万実トン)による輸入米は含まれない(財務省「貿易統計」より)。								注 1：上記の見通しは、国内で生産された主食用米等の需給見通しであり、第 4 の 2 の S B S 方式による輸入米は含まれない。 注 2：ラウンドの関係で計と内訳が一致しない場合がある。															
なお、上記の需給の見通しについては、今後の生産量や需要量の変動の把握に努め、必要に応じて柔軟に見直していきます。																							
第 3 米穀の備蓄の目標数量その他米穀の備蓄の運営に関する事項								第 3 米穀の備蓄の目標数量その他米穀の備蓄の運営に関する事項															
1 備蓄運営の基本的な考え方								1 備蓄運営の基本的な考え方															
(1) 政府が行う備蓄については、米穀の生産量の減少によりその供給が不足する事態に備え、必要な数量の米穀を在庫として保有することとされていることから、毎年 6 月末時点での在庫量 100 万トン程度を現行の適正水準として、需給状況を踏まえつつ必要な数量の米穀を保有することとします。 備蓄運営手法については、平成 23 年度から棚上備蓄方式に移行しました。 棚上備蓄方式による備蓄運営の基本的な考え方は、 ① 適正備蓄水準は 100 万トン程度（6 月末） ② 国内産米を一定期間（5 年間程度）備蓄 ③ 備蓄米の買入れは、出来秋の市場価格に影響を与えないよう事前契約によることを基本に、公正性・透明性を確保する観点から、一般競争入札により実施 また、「総合的な T P P 等関連政策大綱」（平成 29 年 11 月 24 日 T P P 等総合対策本部決定）に基づき、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定(平成 30 年 12 月 30 日発効。以下「C P T P P 協定」という。)に基づく豪州に対する国別枠の輸入量に相当する量の買入れを行う（なお、当該買入れは、その前年の 1 月から 12 月までに豪州から実際に輸入した数量に相当する量の当年産米に係る事前契約により行うものとする。上記に即して備蓄運営が行われた場合の基本的な買入数量は、20 万トンから 21 万トンまでの範囲となる。）。 ④ 備蓄米は、備蓄後に飼料用等の非主食用として販売								(1) 政府が行う備蓄については、米穀の生産量の減少によりその供給が不足する事態に備え、必要な数量の米穀を在庫として保有することとされていることから、毎年 6 月末時点での在庫量 100 万トン程度を現行の適正水準として、需給状況を踏まえつつ必要な数量の米穀を保有することとします。 備蓄運営手法については、平成 23 年度から棚上備蓄方式に移行しました。 棚上備蓄方式による備蓄運営の基本的な考え方は、 ① 適正備蓄水準は 100 万トン程度（6 月末） ② 国内産米を一定期間（5 年間程度）備蓄 ③ 備蓄米の買入れは、出来秋の市場価格に影響を与えないよう事前契約によることを基本に、公正性・透明性を確保する観点から、一般競争入札により実施 また、「総合的な T P P 等関連政策大綱」（平成 29 年 11 月 24 日 T P P 等総合対策本部決定）に基づき、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定(平成 30 年 12 月 30 日発効。以下「C P T P P 協定」という。)に基づく豪州に対する国別枠の輸入量に相当する量の買入れを行う（なお、当該買入れは、その前年の 1 月から 12 月までに豪州から実際に輸入した数量に相当する量の当年産米に係る事前契約により行うものとする。上記に即して備蓄運営が行われた場合の基本的な買入数量は、20 万トンから 21 万トンまでの範囲となる。）。 ④ 備蓄米は、備蓄後に飼料用等の非主食用として販売								第 3 米穀の備蓄の目標数量その他米穀の備蓄の運営に関する事項 1 備蓄運営の基本的な考え方 国が行う備蓄については、米穀の生産量の減少によりその供給が不足する事態に備え、必要な数量の米穀を在庫として保有することとされていることから、毎年 6 月末時点での在庫量 100 万トン程度を現行の適正水準として、需給状況を踏まえつつ必要な数量の米穀を保有することとします。 備蓄運営手法については、平成 23 年度から棚上備蓄方式に移行しました。 棚上備蓄方式による備蓄運営の基本的な考え方は、 ① 適正備蓄水準は 100 万トン程度（6 月末） ② 国内産米を一定期間（5 年間程度）備蓄 ③ 備蓄米の買入れは、出来秋の市場価格に影響を与えないよう事前契約によることを基本に、公正性・透明性を確保する観点から、一般競争入札により実施 また、「総合的な T P P 等関連政策大綱」（平成 29 年 11 月 24 日 T P P 等総合対策本部決定）に基づき、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（平成 30 年 12 月 30 日発効。以下「C P T P P 協定」という。）に基づく豪州に対する国別枠の輸入量に相当する量の買入れを行う（なお、当該買入れは、その前年の 1 月から 12 月までに豪州から実際に輸入した数量に相当する量の当年産米に係る事前契約により行うものとする。上記に即して備蓄運営が行われた場合の基本的な買入数量は、20 万トンから 21 万トンまでの範囲となる。）。 ④ 備蓄米は、備蓄後に飼料用等の非主食用として販売							

米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針（7年9月）（案）	米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針（7年7月）	米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針（6年7月）
なお、加工原材料用販売（従来から販売している備蓄米のうち精米形態で保管する米穀の販売を除く。）については、前年産の加工原材料用の国内産米の供給量が大きく減少し、米加工品製造業者による当年産への切替えの前倒し及び第4のミニマム・アクセス米への代替が行われてもなお端境期の供給が不足すると認められる場合において、当年8月以降に行うものとする。 ⑤ 大凶作や連続する不作などにより、民間在庫が著しく低下するなどの米が不足する時における備蓄米の放出については、食料・農業・農村政策審議会食糧部会において、放出の必要性に関し、作柄、在庫量、市場の状況、消費動向、価格及び物価動向等について総合的な観点から議論を行い、これを踏まえて、農林水産大臣が備蓄米の放出等を決定としています。 （2）他方、毎年11月30日までに行う基本指針の見直し後、不作以外の災害等による緊急事態により、主食用米等の需給見通しに沿った「主食用米等供給量」の確保に支障が生じる場合であって、農林水産大臣が必要と認めるときは、その供給量の減少分を備蓄米により代替供給できることとします。 （3）（1）の⑤の放出及び（2）の代替供給のほか、主食用米の円滑な流通に支障が生じる場合であって、農林水産大臣が必要と認めるときは、備蓄の円滑な運営を阻害しない範囲で、買受資格者に対する主食用としての備蓄米の売渡しを、政府が当該買受資格者から一定期間後（原則5年以内）に当該備蓄米と同等同量の国内産米の買入れを行うとの条件を付した上で、できることとします（買戻し条件付売渡し）。ただし、買受資格者が小売業者その他農産局長が定める者である場合においては、当該条件を付すことを要しないこととします。 （4）なお、備蓄運営手法については、棚上備蓄方式による備蓄運営や、経営所得安定対策の実施状況など、今後の米穀の需給をめぐる状況を踏まえつつ、毎年検証を行い、適正かつ効率的な備蓄運営に向けて、今後とも必要な見直しを行うものとします。	なお、加工原材料用販売（従来から販売している備蓄米のうち精米形態で保管する米穀の販売を除く。）については、前年産の加工原材料用の国内産米の供給量が大きく減少し、米加工品製造業者による当年産への切替えの前倒し及び第4のミニマム・アクセス米への代替が行われてもなお端境期の供給が不足すると認められる場合において、当年8月以降に行うものとする。 ⑤ 大凶作や連続する不作などにより、民間在庫が著しく低下するなどの米が不足する時における備蓄米の放出については、食料・農業・農村政策審議会食糧部会において、放出の必要性に関し、作柄、在庫量、市場の状況、消費動向、価格及び物価動向等について総合的な観点から議論を行い、これを踏まえて、農林水産大臣が備蓄米の放出等を決定としています。 （2）他方、毎年11月30日までに行う基本指針の見直し後、不作以外の災害等による緊急事態により、主食用米等の需給見通しに沿った「主食用米等供給量」の確保に支障が生じる場合であって、農林水産大臣が必要と認めるときは、その供給量の減少分を備蓄米により代替供給できることとします。 （3）（1）の⑤の放出及び（2）の代替供給のほか、主食用米の円滑な流通に支障が生じる場合であって、農林水産大臣が必要と認めるときは、備蓄の円滑な運営を阻害しない範囲で、買受資格者に対する主食用としての備蓄米の売渡しを、政府が当該買受資格者から一定期間後（原則5年以内）に当該備蓄米と同等同量の国内産米の買入れを行うとの条件を付した上で、できることとします（買戻し条件付売渡し）。ただし、買受資格者が小売業者その他農産局長が定める者である場合においては、当該条件を付すことを要しないこととします。 （4）なお、備蓄運営手法については、棚上備蓄方式による備蓄運営や、経営所得安定対策の実施状況など、今後の米穀の需給をめぐる状況を踏まえつつ、毎年検証を行い、適正かつ効率的な備蓄運営に向けて、今後とも必要な見直しを行うものとします。	なお、加工原材料用販売（従来から販売している備蓄米のうち精米形態で保管する米穀の販売を除く。）については、前年産の加工原材料用の国内産米の供給量が大きく減少し、米加工品製造業者による当年産への切替えの前倒し及び第4のミニマム・アクセス米への代替が行われてもなお端境期の供給が不足すると認められる場合において、当年8月以降の入札により行うものとする。 ⑤ 大凶作や連続する不作などにより、民間在庫が著しく低下するなどの米が不足する時における備蓄米の放出については、食料・農業・農村政策審議会食糧部会において、放出の必要性に関し、作柄、在庫量、市場の状況、消費動向、価格及び物価動向等について総合的な観点から議論を行い、これを踏まえて、農林水産大臣が備蓄米の放出等を決定としています。 他方、毎年11月30日までに行う基本指針の見直し後、不作以外の災害等による緊急事態により、主食用米等の需給見通しに沿った「主食用米等供給量」の確保に支障が生じる場合であって、農林水産大臣が必要と認めるときは、その供給量の減少分を備蓄米により代替供給できることとします。
2 令和7/8年の備蓄運営 令和7年産米の備蓄米としての買入れについては、需給状況にかんがみ、当面中止するとともに、買戻し条件付き売渡しに係る買戻しについては、行っていませんが、需給環境が大きく変化し、買入れ又は買戻しの環境が整った場合には、備蓄水準の回復に向けて計画的に行うこととします。 また、備蓄量については、現在行っている主食用としての備蓄米の売渡予定数量（59 万トン）及び加工原材料用としての備蓄米の売渡予定数量（7.5万トン）を全て売り渡した場合、29.5 万トンと	2 令和7/8年の備蓄運営 令和7年産米の備蓄米としての買入れについては、需給状況にかんがみ、当面中止するとともに、買戻し条件付き売渡しに係る買戻しについては、行っていませんが、需給環境が大きく変化し、買入れ又は買戻しの環境が整った場合には、備蓄水準の回復に向けて計画的に行うこととします。 また、備蓄量については、現在行っている主食用としての備蓄米の売渡予定数量（81 万トン）及び加工原材料用としての備蓄米の売渡予定数量（7.5万トン）を全て売り渡した場合、7.5 万トンと	2 令和6/7年の備蓄運営 令和6年産米の備蓄米としての買入契約数量は17万トンとなりました。 備蓄米の年産更新については、適正備蓄水準が100万トン程度（6月末）であることを踏まえ、保有期間が一定の期間を経過している米については、必要に応じて品質確認を行い、9万トンから17万トンまでの範囲内で非主食用に販売することとします。 以上を踏まえた令和6/7年の備蓄運営は、表4のとおりです。

米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針（7年9月）（案）	米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針（7年7月）	米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針（6年7月）												
なります。 こうした状況を踏まえた今後の備蓄運営については、今後行う検証等を踏まえて検討の上、決定します。 第4 米穀の輸入数量及びその種類別の数量に関する事項 我が国は、平成7年度からガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意に基づくミニマム・アクセス米の輸入を実施しており、この輸入は、「ガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意の実施に伴う農業施策に関する基本方針」（平成5年12月17日閣議了解）の趣旨を踏まえつつ行うこととしています。また、これに加えて、平成30年度からCPTPP協定に基づく輸入を実施しています。いずれの輸入に当たっても、輸出国の輸出余力、国際相場等を勘案しながら適切に行うこととしています。 1 令和6会計年度の輸入状況 令和6会計年度においては、令和6年3月の基本指針に基づき、ガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意に基づく77万玄米トン（うちSBS（売買同時契約）方式による輸入10万トン）及びCPTPP協定に基づく6,960トン（SBS方式により運用する豪州に対する国別枠）の輸入を実施すべく、順次買付けを行いました。その結果、ガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意に基づく輸入について全量（うちSBS方式による輸入10万トン）を買い付けるとともに、CPTPP協定に基づく輸入についても全量を買付けました。 2 令和7会計年度の輸入方針 令和7会計年度の輸入予定数量は、ガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意に基づく輸入については、WTO農業交渉において新たな合意ができるまではミニマム・アクセス数量は平成12年度の水準が維持されることから、年間77万玄米トンとし、そのうちSBS方式による輸入については、予定数量を年間10万トンとします。また、CPTPP協定に基づく輸入については、SBS方式により運用する豪州に対する国別枠として、予定数量を年間7,200トンとします。	なります。 こうした状況を踏まえた令和7/8年の備蓄運営については、今後行う検証等を踏まえて検討の上、決定します。 第4 米穀の輸入数量及びその種類別の数量に関する事項 我が国は、平成7年度からガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意に基づくミニマム・アクセス米の輸入を実施しており、この輸入は、「ガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意の実施に伴う農業施策に関する基本方針」（平成5年12月17日閣議了解）の趣旨を踏まえつつ行うこととしています。また、これに加えて、平成30年度からCPTPP協定に基づく輸入を実施しています。いずれの輸入に当たっても、輸出国の輸出余力、国際相場等を勘案しながら適切に行うこととしています。 1 令和6会計年度の輸入状況 令和6会計年度においては、令和6年3月の基本指針に基づき、ガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意に基づく77万玄米トン（うちSBS（売買同時契約）方式による輸入10万トン）及びCPTPP協定に基づく6,960トン（SBS方式により運用する豪州に対する国別枠）の輸入を実施すべく、順次買付けを行いました。その結果、ガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意に基づく輸入について全量（うちSBS方式による輸入10万トン）を買い付けるとともに、CPTPP協定に基づく輸入についても全量を買付けました。 2 令和7会計年度の輸入方針 令和7会計年度の輸入予定数量は、ガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意に基づく輸入については、WTO農業交渉において新たな合意ができるまではミニマム・アクセス数量は平成12年度の水準が維持されることから、年間77万玄米トンとし、そのうちSBS方式による輸入については、予定数量を年間10万トンとします。また、CPTPP協定に基づく輸入については、SBS方式により運用する豪州に対する国別枠として、予定数量を年間7,200トンとします。	表4 令和6/7年の備蓄運営 （単位：万トン） <table><tr><td>令和6年6月末備蓄量</td><td>A</td><td>91</td></tr><tr><td>令和6年産米買入契約数量</td><td>B</td><td>17</td></tr><tr><td>令和6/7年非主食用販売量</td><td>C</td><td>9～17</td></tr><tr><td>令和7年6月末備蓄量</td><td>D=A+B-C</td><td>91～99</td></tr></table> 第4 米穀の輸入数量及びその種類別の数量に関する事項 我が国は、平成7年度からガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意に基づくミニマム・アクセス米の輸入を実施しており、この輸入は、「ガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意の実施に伴う農業施策に関する基本方針」（平成5年12月17日閣議了解）の趣旨を踏まえつつ行うこととしています。また、これに加えて、平成30年度からCPTPP協定に基づく輸入を実施しています。いずれの輸入に当たっても、輸出国の輸出余力、国際相場等を勘案しながら適切に行うこととしています。 1 令和5会計年度の輸入状況 令和5会計年度においては、令和5年3月の基本指針に基づき、ガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意に基づく77万玄米トン（うちSBS（売買同時契約）方式による輸入10万トン）及びCPTPP協定に基づく6,720トン（SBS方式により運用する豪州に対する国別枠）の輸入を実施すべく、順次買付けを行いました。その結果、ガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意に基づく輸入について全量（うちSBS方式による輸入7万トン）を買い付けるとともに、CPTPP協定に基づく輸入については6,198トンを買付けました。 2 令和6会計年度の輸入方針 令和6会計年度の輸入予定数量は、ガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意に基づく輸入については、WTO農業交渉において新たな合意ができるまではミニマム・アクセス数量は平成12年度の水準が維持されることから、年間77万玄米トンとし、そのうちSBS方式による輸入については、予定数量を年間10万トンとします。また、CPTPP協定に基づく輸入については、SBS方式により運用する豪州に対する国別枠として、予定数量を年間6,960トンとします。	令和6年6月末備蓄量	A	91	令和6年産米買入契約数量	B	17	令和6/7年非主食用販売量	C	9～17	令和7年6月末備蓄量	D=A+B-C	91～99
令和6年6月末備蓄量	A	91												
令和6年産米買入契約数量	B	17												
令和6/7年非主食用販売量	C	9～17												
令和7年6月末備蓄量	D=A+B-C	91～99												